

事務連絡  
令和3年9月29日  
(保険医療課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の  
臨時的な取扱いについて（その63）

新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応に関し、厚生労働省保険局医療課より9月28日付で別添の通り診療報酬上の臨時的な取扱いについて通知が発出されましたのでご連絡致します。

歯科関係の取扱いについては下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

**(1) 乳幼児感染予防策加算の取扱い**

[令和3年9月30日までは55点 10月1日から令和4年3月31日までは28点]

通知1（2）の通り、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科点数表の「A000 初診料」又は「A002 再診料」を算定する場合、令和3年10月診療分から令和4年3月診療分まで28点を算定することになります。

**(2) 歯科外来等感染症対策実施加算の取扱い**

歯科外来等感染症対策実施加算（5点）については、令和3年4月診療分から9月診療分までとなっており、令和3年10月以降の算定はできません。

**(3) 令和3年9月28日からの新型コロナウイルス感染症患者に係る診療報酬上の取扱い**

新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科治療、歯科訪問診療等を行った場合は、新型コロナ歯科治療加算（298点）\*に加えて、下記問10～15の通りの取扱いとなります。（問10～15の算定にあたり、いずれの場合も診療報酬明細書（レセプト）の摘要欄に「コロナ特例」と記載することが必要となります。）

項目	支援対象	点数	留意点
問 10 新型コロナ患者の医療管理	新型コロナ患者に対し、必要な医療管理及び療養上の指導を実施	50 点	・新型コロナ患者の全身状態や服薬状況など情報を把握し、必要な管理を行った場合に総合医療管理加算（在宅総合医療管理加算）を実施した日ごとに算定するもの。
問 11 新型コロナ患者の歯科治療（訪問）	自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対し、訪問診療を実施	330 点 (時間要件緩和に係る差分)	・新型コロナ患者に対して歯科訪問診療 1 を算定する場合においては、診療時間が 20 分未満の場合であっても、 <u>100 分の 70 の減算対象としないこと</u> とするもの。 <u>(770 点 →1,100 点)</u>
問 12 新型コロナ患者の歯科治療（緊急訪問）	自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者の求めに応じて、緊急に歯科訪問診療を実施	425 点等	・新型コロナ患者について、患者等の求めにより速やかに歯科訪問診療を行う場合は、緊急に行う歯科訪問診療の加算を算定するもの。
問 13 呼吸管理を行う新型コロナ患者の口腔粘膜処置	新型コロナ患者であって呼吸管理を行っている者に対して、口腔内の剥離上皮膜の除去等を実施	100 点	・新型コロナ患者であって呼吸管理を行っている者に対して、口腔内の剥離上皮膜の除去等を実施した場合に、非経口摂取患者口腔粘膜処置を実施した日ごとに算定するもの。
問 14 新型コロナ患者の歯科治療	新型コロナ患者の歯科治療時に、全身状態の変化等を把握し、必要な医療管理を実施	45 点	・新型コロナ患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度などを把握して歯科治療を行った場合に歯科治療時医療管理料（在宅歯科治療時医療管理料）を算定するもの。
問 15 新型コロナ患者の医療管理	新型コロナ患者の口腔内の症状に合わせた療養上の指導を実施	170 点	・新型コロナ患者で口腔乾燥を訴えるものに対して、歯科特定疾患療養管理料を算定するもの。

※ 新型コロナ歯科治療加算（298点）とは、必要な感染予防策を講じた上で実施される新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科治療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合の加算で、引き続き算定することができます。

今後も、必要な感染予防策を徹底していただき、ご対応くださいますようお願い致します。

(別添)

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）  
(令和3年9月28日付・事務連絡)